

合併浄化槽処理水の道路側溝への放流について

道路側溝は路面の雨水排水を目的とした施設であるため、一般家庭等から排出される生活排水を流すことはできません。ただし、公衆衛生の向上や河川等の水質保全を図る観点から、県が定める基準を満たす場合には、例外として放流が認められることがあります。

道路側溝へ放流するためには、あらかじめ道路法第32条第1項の規定に基づく道路占用の手続きが必要ですが、放流しようとする地域や浄化槽の規模、構造等について一定の基準を満たす場合にのみ、許可を取ることが可能です。

具体的な内容については、管理担当窓口でご相談ください。

1 放流可能な浄化槽

⇒住宅に設置される処理対象人員10人槽以下の小型合併処理浄化槽であること。

・「住宅」とは、戸建ての専用住宅または店舗併用住宅のみが対象です。

アパート等の集合住宅、店舗、事務所等は放流することはできません。

・小型合併処理浄化槽は、し尿と雑排水を併せて処理する浄化槽であって、BOD除去率90%以上、放流水のBODが $20\text{mg}/\text{L}$ 以下（日間平均値）の性能を有するものであること。

2 放流可能な地域

⇒下水道法第4条第1項に基づく事業計画の認可を受けた地域以外であって、道路側溝以外に流末を確保することが困難な地域であること。

・下水道事業者（市町村など）が下水道法に基づく認可を受けた地域には、下水道の整備計画があります。道路側溝以外の流末が確保できる見込みがあるため、そのような地域では道路側溝への放流はできません。なお、当面下水道整備の予定がない地域であるなど、一定の場合には例外的に放流が可能となる場合があります。

・公共下水道、農業集落排水施設等が整備済みの地域や、水路等で流末を確保できる場合には道路側溝への放流はできません。

3 放流可能な側溝

⇒流下能力に余裕があり、浄化槽処理水を受け入れても正常な路面排水を妨げない規模の側溝が前面道路に存していること。

・「側溝の流末が浸透式の井戸である地域」や「降雨時に異常冠水する地域」は、放流が不適切な地域となりますので、道路側溝への放流はできません。

※上記2、3については、側溝放流可能な地域を記載した図面を作成してあります。

管理担当の窓口でご確認ください。

4 排水管の接続方法

⇒放流のための排水管を道路側溝へ接続する方法については、別紙「側溝への接続方法」に定めるところによること。

- ・宅地内への最終柵の設置や、道路側溝との接続部の構造等について必要な事項を定めています。原則として、これに定める方法により設置をしなければなりません。地形などの状況により、この構造での設置が困難である場合にはご相談ください。
- ・官民境界付近にU型コンクリート側溝が設置されている箇所のみが対象です。既存の側溝が暗渠である箇所や歩車道境界部に街渠構造で設置されている箇所においては、道路側溝への接続はできません。

5 下水道等への切り替え

⇒下水道等への放流が可能になった場合には、速やかに側溝への放流を廃止し、下水道等へ切り替えを行うこと。

- ・道路側溝への放流は、下水道等他の流末がない場合にやむを得ず認められるものです。公共下水道等の利用が可能になった地域においては、速やかに下水道等への切り替えを行い、排水管撤去などの原状回復工事及び許可の廃止が必要です。

6 その他

- ・道路占用の許可期間は最長5年間です。(令和6年4月現在)
期間満了後も引き続き排水管の利用を継続する場合には、期間更新の申請手続きが必要です。
なお、上記5に基づき、下水道等の利用が可能になった地域においては、許可の更新はできません。
期間満了後も更新手続きがなされない物件については、撤去及び原状回復を命じることがあります。
- ・道路占用許可を受けた後に、住宅の売買などにより排水管の所有者が変わる場合は、許可を受けた者を変更するための手続きが必要です。詳しくは管理担当窓口でお尋ねください。
- ・道路占用料については、免除となります。(令和6年4月現在)

問 合 せ 先 : 埼玉県東松山県土整備事務所 管理担当
電 話 : 0493-22-2445(直通)
メールアドレス : s222333b@pref.saitama.lg.jp
所 在 地 : 東松山市六軒町5番地1